

根室市教育委員会訓令第2号

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和6年4月26日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

根室市立学校職員服務規程（昭和49年根室市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「有給休暇」を「休暇等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 子育て部分休暇の請求は、子育て部分休暇承認請求書（別記第15号の3様式）によりあらかじめ、校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に対して行う。
- 5 次に掲げる場合には、遅滞なく、子育て部分休暇養育状況変更届（別記第15号の4様式）により、校長にあっては教育長に、所属職員にあっては校長に養育状況の変更を届け出なければならない。
 - (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
 - (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
 - (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合別記第15号の2様式の次に次の2様式を加える。

別記第15号の3様式（第16条関係）

子育て部分休暇承認請求書		年 月 日
様		職 名 氏 名
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
	障がいの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分
	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
3 備 考		

注1 この請求書には、請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること（写しでも可）。

2 請求に係る子が12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合は、当該子が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であることを証明する書類（障害者手帳の写し等）を添付すること。

3 該当する口にはレ印を記入すること。

